## 半田市パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、 行政の透明性の向上を図り、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参 画を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
  - (1) パブリックコメント手続 市の基本的な計画等の実施に当たり、実施機関が案の段階で趣旨、内容等を公表し、市民等から当該計画等に対する意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。
  - (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。
  - (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
    - ア 市内に住所を有する者
    - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
    - ウ 市内に通勤し、又は通学する者
    - エ 上記に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に関係を有する もの

(対象)

- 第3条 パブリックコメント手続は、次の場合に実施するものとする。
  - (1) 市の基本的な施策の計画、方針若しくは制度の策定又は改定
  - (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改正
  - (3) 市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例(金銭徴収に関するものを除く。)の制定又は改正
  - (4) 広く市民等が利用する施設の建設及び運営に係る基本的な計画の策定又は変更
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に該当する場合は、パブリックコメント 手続を実施しないことができる。
  - (1) 緊急を要する場合

- (2) 内容が軽微な場合
- (3) 法令及び条例に基づき策定をする計画等で当該法令等に市民等からの意見の聴 取に関する手続きが定められている場合
- (4) 実施機関に意見等を考慮する裁量の余地がないと認められる場合
- (5) その他、計画等の性質上、パブリックコメント手続に適さない場合

(計画等の案の公表時期及び公表資料)

- 第4条 実施機関は、計画等について、最終的な意思決定を行う前に、計画等の案を公表するものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、作成した趣旨、目的、 背景等当該計画等の参考資料を併せて公表するものとする。

(公表の方法)

- 第5条 前条の規定による公表は、市広報紙及び市ホームページへの掲載並びに実施機 関が指定する場所での閲覧又は配布による方法により行うものとする。
- 2 前項の規定により、実施機関が指定する場所は、担当課等窓口及び各小学校区内の 公共施設1か所を基本とする。ただし、計画等の案の内容から多くの閲覧が見込まれ る場所については、追加できるものとする。

(意見等の提出)

- 第6条 実施機関は、計画等の案を公表した日から1月程度の期間を設けて、意見等の 提出を受けるものとする。
- 2 意見等の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。
- 3 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、 所在地、名称及び代表者氏名)を明記するものとする。

(意見等の取扱い)

- 第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等について 意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び意見等に対する考え方を公表するものとし、計画等の案を修正したときは、修正の内容を公表するものとする。
- 3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。
- 4 第5条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

## (実施状況の公表)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を行っている計画等の実施状況について 一覧表を作成し、指定する場所において閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等であって、市民等の意見等を反映 させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるもの については、この要綱の規定は適用しない。

附則

この要綱は、令和2年1月31日から施行する。